

平成28年度 事業計画書

i 基本的視点

平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されその具体的な対策の検討が開始されている。現在、農林水産省では都市農業振興基本計画の検討が進められており、多様な担い手の確保・育成、市街化区域内の農地の維持、都市農地の振興策及び税負担の軽減措置を4本の柱としパブリックコメントを実施している。

この計画では、都市の農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」ものへとこれまでの政策と180度の方向転換を行っており、東京都内の農家・組合員には制定された都市農業振興基本法により大きな展望が拓けた。

都市農業振興基本法は長年の悲願であり都市農業振興策・農地の保全に向けた積極的な取組みが開始された。

一方、全国的に季節と場所を選ばない災害が多発しており、東京都内も例外ではなく、自然を相手にする農業経営には災害による損失の補てんと未然防止は必要不可欠なものであり、農業共済制度の重要性は年々増している。

このため、NOSA I東京は、組織の財務が硬直化している状況を改善するために平成21年度より取組んできた「改革」により一定の成果を上げ、平成27年度には農林水産省及び東京都より大幅な補助金の増額を受けることとなったが、共済資源の少ないNOSA I東京の財務状況は十分な改善とはいえない。

平成28年度は、増額された補助金の適正な執行をすることは勿論のこと将来の組合運営に支障を来さないための組織改善を引き続き行っていく重要な年である。

このため、「信頼のきずな」未来につなげる運動のスローガンでもある「もっとフィールドへ」を实践して役職員が農家・組合員との対話の機会を増やし信頼の構築と加入率の向上に努めていく。

また、多様化する都市農業への組合員サービスを向上するため組合運営に女性の意見を新たに取り入れて、女性目線からのきめ細やかな対応を組合運営に活かしていく。

更に、平成29年度に法制化される収入保険制度の事業実施主体となるために調

査検討事業を遂行するとともに、この制度に対応する職員の育成を行っていく。

ii 事業計画

平成28年度は、「信頼のきずな未来につなげる運動」（第三期運動）の2年目となり運動1年目の事業実施内容及び取組み状況を分析・検証して、東京農業の特色を勘案した農家・組合員サービスの向上を目指すとともに簡素で効率的・効果的な執行体制を確立させていく。

1 都市農業振興基本法制定に伴うNOSAI東京の役割と活動

長年の悲願であった「都市農業振興基本法」が制定されたことから東京農業の発展のためにNOSAI東京の果たす役割がますます重要となり、「信頼のきずな」未来につなげる運動を強力に展開していく。

2 「信頼のきずな」未来につなげる運動の推進及び加入率の向上

平成27年度では、この運動の行動スローガンである「もっとフィールドへ」を実践して、役員による八丈町の引受推進を行うとともに、島しょ地域の農業についての現状を把握し組合運営に反映させた。

平成28年度は、農業先進県での視察を通じて、視察先で実施している農業共済団体の組合運営を取り入れ、新たな観点からの組合運営行っていく。

また、役職員が積極的に生産現場に赴き農家・組合員と対話を積み重ねる行動を通じて地域のすべての農家・組合員に農業共済制度の普及に努める。

3 園芸施設復旧基金(仮称)の創設に関する検討

近年、都内でも季節を選ばない台風、突風、雪害、降雹などの気象災害によって園芸施設が被害を受けている事例が多発しており、大きな被害を受けた場合、園芸施設共済だけでは農業者負担が大きく、農業経営を継続するための支援策としては不十分であることから「園芸施設復旧支援事業」(仮称)を創設すること目指し、詳細な事業内容や仕組及び必要経費等を東京都と検討していく。

4 島しょ地域フォローアップ事業の実施

島しょ地域における農業は重要な基幹産業であり、島しょ地域の農家の経営支援も重要な課題である。

平成27年度には、東京島しょ農協の改廃があり、これまでの農業共済事業の推進に大きな影響を及ぼすことから「島しょ地域フォローアップ事業」を実施し、航空写真を基に島しょ地域全ての町村の施設設置状況の把握を行い、災害時の早期損害評価を実現するためのデータを整備した。

平成28年度は、遠隔地であるがゆえに農業共済の組合員サービスが受けにくい農家・組合員との信頼関係を構築するため、収集した航空写真によるデータに基づき未加入農家の定期的な戸別訪問によるきめ細かな推進を行い、拡充した園芸施設共済制度の普及と任意共済の引受拡大を行う。

5 NOSAI部長制度の推進

農業共済制度の理解を深め、また、少人数の組織を補完し有効な事業運営を行うため、平成21年度に新たなNOSAI部長を任命し、都市農業にあった新たなNOSAI部長の活用方法を検討している。

果樹共済では、地域の被害情報や未加入者の紹介など職員の良き相談役となり一定の成果を上げているが、園芸施設共済では、未だ具体的な活用方法が見いだせない状況が続いている。

平成28年度は、園芸施設共済のNOSAI部長に対し定期的な訪問による情報交換を行い拡充された園芸施設共済制度の普及に努めるとともに、練馬地区及び八王子地区でもNOSAI部長を設置し被害状況等の情報をNOSAI部長と共有し引受拡大に繋げていく。

6 損害防止事業の拡充

これまで、家畜共済以外の事業では、被害の未然防止による農業経営の安定と組合員サービスでもある損害防止事業は十分に行なえていなかった。しかし、平成27年度より東京都からの補助金が大幅に増額されたことにより、果樹共済に

において、防除資材の普及を目的とした資材をすべての加入者に配布することが可能となりハダニの被害に対して成果を上げることが出来た。

平成28年度は防除資材の配布に加え、関係機関と連携してさらに有効な損害防止事業に取り組み、被害の未然防止による組合員の農業経営の安定を図る。

また、家畜共済においても継続して特定損害防止事業及び一般損害防止事業を実施し関係機関と連携して事故多発農家を定期的に訪問して多面的かつ総合的に指導していく。

7 NOSAI制度の改正及び収入保険制度への対応

平成29年に法制化される予定となっている収入保険制度により農業共済制度の見直しも検討されている。季節と場所を選ばない災害が多発している近年では、農業共済の必要性が増しており、また、都市農業のような小さい農地を最大限に利用した農業経営を安定するためにも必要不可欠な制度である。

制度施行以来70年が経過する中で、農業共済制度と都市農業の現状で乖離する点などが生じており、都市農業の実情を制度改正に反映されるよう情報収集に努める。

また、収入保険制度にあっては、現在実施している収入保険調査検討事業を適切に対応し多彩な経営を行っている都市農業の意見を反映する努力を行うとともに、その実施主体となるための職員の資質向上と専門知識の習得を行っていく。

8 台帳整備とタブレット型パソコンの有効活用

農業委員会の協力により実施した認定農業者を中心とした施設所有状況に関する資源量調査の結果を農家台帳として整備し全職員が農家・組合員の情報を共有した効果的な加入推進を行っていく。

更に、平成27年度に導入したタブレットの機能を有効に活用するため、事業ごとに保険設計書による組合員のニーズにあった契約内容の提示、制度内容の説明、都市農業関係の政策に関する情報等を現地で提示して、わかりやすい説明を行うことで組合員サービスの向上及び加入拡大を目指す。

9 情報システムの整備

情報システムは、多額の維持経費が必要となるが、共済業務のような膨大な個人情報扱う農業共済団体には必要不可欠なものである。これまで、NOSA I 東京の情報システムは少数職場のため専門部署を設置することが困難であったことから機器の導入後の整備等は脆弱であった。しかし、平成27年度より導入を開始したタブレット型パソコンを契機にこれらの機器を有効に活用し、更に少数職場の業務体制を補完するため、統一化した情報データの管理及びセキュリティ対策並びに業者とのサポート契約の充実等を行い情報システムの整備を図る。

10 組合員サービスの質的向上及び組織再編整備の検討

役員改選により組合設立後70年で初めて女性役員が誕生する。更に、若手後継者の役員も4名となり新たな視点での組合運営が行える。女性理事及び若手理事の新たな視点を取り入れた組合員サービスの向上を目指す検討委員会を設置し協議・検討していく。

また、平成29年度に予定されている収入保険制度や大幅なNOSA I 制度の見直しの情報収集を積極的に行い適正な時期（平成30年度）に組織再編整備を行うための検討を行っていく。

1 農作物共済

(1) 基本方針

食料・農業・農村をめぐる大きな情勢の変化の中で食の安全に対する関心や多面的機能に対する期待が高まっているが、農家の減少、高齢化の進行、水田の荒廃など農業をとりまく現状は厳しい状況にある。

平成25年12月から実施され、平成26年6月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、課題解決に向けた改革が行われ、特に「経営所得安定対策の見直し」、「水田フル活用と米政策の見直し」についてはNOSAも中心的な役割を担ってきた。

平成27年3月に閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」では、農業を足腰の強い産業とする「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図る「地域政策」を車の両輪として推進することとされ、「経営所得安定対策事業」においてはその着実な推進が求められている。

東京都内の農作物共済（水稻）における引受面積の推移は16,722a（平成7年産）、8,810a（平成17年産）、6,683a（平成27年産）と過去20年間で急激に減少し続けているものの減少幅は小さくなってきている。

平成28年度は、国の農業災害対策の中核として農業共済事業の普及に努めるとともに、東京農業ならではの多面的機能を発揮し、安全・安心な食糧生産を維持できるようにこれまでの運動の取り組みを検証、承継し運動を展開する。

平成28年産の目標引受面積は今までの実績を維持することができるよう水稻7,200a、陸稲60a、麦160a（平成29年産）とする。

(2) 重点課題

- ①経営所得安定対策事業の対応
- ②加入者に見合った加入方式選択
- ③損害評価研修会の実施

(3) 推進方策

①経営所得安定対策事業の対応

経営所得安定対策事業により水稻の未加入農家の掘り出しができたが、平成26年産より米の直接支払交付金の見直しによる削減のため申請者が減少している。ただし、東京都においては事業の円滑な運営のためにはNOSA団体の役割が重要なため、今後も再生協議会をはじめとした各関係機関と連携して効率的で適正な対応に努める。

②加入者に見合った加入方式選択

農作物共済では、加入者のニーズに応じて加入方式を選択させており稲では現在、一筆方式と半相殺方式と2つの方式による引受を行なっている。特に、複数の耕地を管理している加入者の場合、半相殺方式の農家単位の共済掛金等は安くなるものの、被害が発生した場合に被害割合が低く共済事故になりにくい等の問題がある。

半相殺方式の加入者に対して、改めて加入方式の選択を検討できるよう適切な推進を行う。

(4) 損害評価

①損害評価研修会の実施

平成26年度に、NOSA I 東京としての初めての研修会を損害評価員・総代・NOSA I 部長に対して開催し、昨年度は、見回り調査時に青梅の圃場において損害評価会委員に対して、開催することができた。

本年度は改めて、地域も考慮した損害評価技術、加えて水稻生育技術や損害防止技術をも含めた研修会として実施する。

損害評価技術の向上に向けて、損害評価後に検見の数字と実測の数字を検討し、損害評価員に還元することで評価技術の検証を行う。

2 家畜共済

(1) 基本方針

近年の畜産情勢は、畜主の高齢化や後継者不足、都市化による環境問題、飼料の高騰等により一層厳しいものとなっている。特に畜主の高齢化は顕著であり、畜主の身体的負担が要因となった廃業が前年度、都内で乳牛1戸、肉用牛1戸あった。

東京の畜産業自体も減少の一途をたどっているが、東京牛乳を使用した乳製品や TOKYOX の加工品など大消費地のメリットを活かした商品を展開し、今後期待される6次産業となっている。特に東京牛乳は人気ランキングで2位に選ばれるなど安全、高品質の商品として、スーパーに欠かせない商品となっている。また、TOKYOX は高級ブランド豚肉として高値で取り引きされている。

このように、東京の畜産業は魅力ある農業を展開しているものの、飼養頭数が少ないことから畜産物の安定供給が課題となっている。また、安全で高品質な畜産物を継続的に生産することは農家の経営安定につながることから、当組合が実施している損害防止事業が重要な事業となっている。さらに、昨年 of 損害防止事業は各関係機関と連携を強化したことで、より活きた損害防止事業となった。

以上のことから、「信頼のきずな」未来につなげる運動のスローガン「もっとフィールドへ」を実践して今年度も引き続き乳質検査や繁殖検診、飼養管理指導、事故多発農家への迅速なフォローを行い、畜産農家の経営安定に貢献する。さらに、本年度は各関係機関との連携強化と職員のスキルアップを重点に置き、より一層東京の畜産振興へ寄与することを目指す。

また、肉用牛農家や養豚農家等の未加入者についても、異常気象による畜舎の倒壊や伝染病といった災害に家畜共済が欠かせないものとなっていることをアピールし、積極的に加入を勧める。

(2) 重点事項

①損害防止事業と畜産振興への寄与

②未加入農家への加入推進

③職員のスキルアップ

(3) 推進方策

①損害防止事業と畜産振興への寄与

ア 一般損害防止事業

○妊娠分娩期の飼養管理指導及び繁殖検診

分娩前後の事故が大半を占めるため、妊娠分娩期の事故低減を目的として分娩時の管理指導を行う。また、胎子及び子牛の事故も増加傾向にあるため、分娩末期や子牛の飼養管理についても指導する。

さらに近年の牛の特徴として、発情兆候が分かりづらいことや受胎しづらいことから、繁殖検診を定期的実施することにより、分娩後の牛の卵巣子宮性状を把握し、空胎日数の減少及び過肥牛の周産期疾患の予防に努める。

○乳房炎対策

乳房炎防除対策としてバルク乳中の体細胞数、黄色ブドウ球菌の検査を家畜保健衛生所と連携して定期的実施し、乳質低下、黄色ブドウ球菌による乳房炎の発生を防除する。また、乳質改善が必要とされる農家に対しては、個体乳検査を実施し、適切な乳質管理・飼育環境・搾乳管理の指導を指定獣医師と共に指導する。

○飼養管理指導

畜産経営の安定化には牛の健康状態を把握した飼養管理が重要である。牛の健康状態を把握するために家畜保健衛生所と連携して血清成分分析検査を実施し、結果を基づく飼養管理指導を東京都酪農業協同組合と行い周産期疾患を未然に防止する。

○金属異物性疾患対策

金属異物による事故は依然として発生していることから、金属異物性疾患対策として永久磁石投与を指定獣医師と行い事故低減に努める。

○事故多発農場対策

東京都酪農業協同組合が主体となっている「乳質検討委員会」と連携し、検討委員会で選定した事故多発農場（平成27年度2戸を選定）に毎月訪問し、東京都酪農業協同組合及び家畜保健衛生所、農林総合研究センター、普及所等とともに多面的かつ総合的な指導を図る。

○畜産振興への寄与

東京の畜産の衰退を防止すべく、家畜保健衛生所や農業振興課、普及所、農林総合研究センター、東京都酪農業協同組合、全農東京都本部、獣医系大学や農業系高校等と協力して、農家指導や後継者の育成、獣医師不足問題等に取り組み、東京の畜産の発展に貢献する。

イ 特定損害防止事業

○本年度も繁殖検診に重点を置き、フレッシュチェック、発情不明牛

の確認を中心とし、異常がある場合は担当獣医師に連絡して治療を依頼する。

- 周産期の事故頭件数は上位を占めることから、繁殖検診とあわせて乾乳中および分娩直後の乳牛の採血を行い、分娩前後のカルシウム値や栄養状態を把握し、事故低減に努める。

③未加入農家への対応

乳牛の清瀬市と肉牛のあきる野市及び島しょ地域の未加入農家について引き続き診療獣医師や周辺地域の農家に協力を求め粘り強く推進を行う。

豚共済については、**TOKYOX** の生産者団体の会合に出席し推進を行う。また、農家へ戸別訪問を行い、制度説明及び掛金提示を行い推進する。

(3) 職員のスキルアップ

NOSAI 団体主催の各研修を筆頭に、近年参加要請のある中央畜産会主催の集合研修（会負担）等関係機関の研修に参加する。

また、実務経験の無い豚に関する共済事務について、昨年 NOSAI 神奈川にて実務の研修を行ったが、引き続き近県で実績のある NOSAI 団体に研修を依頼し、豚共済の実務の習得を目指す。

3 果樹共済

(1) 基本方針

果樹の業界においては、2020年の東京オリンピックに向けて生産者の士気が高まってきている。オリンピック開催は東京ブランドを世界に知らしめる絶好の機会であり、開催まで約4年と考えると今年は重要な位置付けとなる。

しかし、このような状況とは裏腹に、平成22年度以降、降雹や夏季の高温乾燥など過去に経験のないような自然災害が地域を選ばず数多く発生しており、農家の経営安定における果樹共済の重要性は一層増している。

これらを踏まえ、平成27年度は東京都の経営支援強化により損害防止事業の拡充を図ることができた。慢性的に発生する病虫害被害に対して「防げる被害は未然に防ぐ」を目的に、平成24年度より実施している誘殺数調査に加え、ハダニ被害の軽減を図るために防除資材の配布を行い、組合員から好評を得ることができた。

今年度は、誘殺数調査及び防除資材の配布を継続するとともに、防除効果が期待されている天敵農薬を導入する組合員への助成方法を検討し実施する。

また、昨年度は3年に1度の料率改定期で、近年の自然災害の増加が影響し共済掛金率が大幅に上昇している。今年度は共済掛金率の上昇による継続加入漏れのないように努め、加入率低位地域を中心とした加入拡大を図るとともに、新たな栽培方法を始めた農家へ加入推進を実施するための体制整備を行う。

本年度の目標は、結果樹面積94haに対して29.0%となる2,72

6.0 a の引受を目指す。

(2) 重点課題

- ①母集団の確保
- ②新たな栽培技術への体制整備
- ③損害防止事業の拡充・改善

(3) 推進方策

○ 母集団の確保

これまで実施してきた各生産団体等の活動への参加による果樹共済のPR活動を継続し、加入率低位地域への戸別の加入推進を重点的に実施することで新規加入拡大を図るとともに、共済掛金率の上昇による継続加入漏れのないよう丁寧な説明に努める。また、組合員の増加によってニーズが多様化してきていることから、NOSA I部長や関係機関と連携しニーズの集積を図り、より効果的な情報提供など組合員サービスの向上を図ることで、母集団（組合員）の確保と果樹共済事業の安定した運営に努める。

○ 新たな栽培技術への体制整備

平成26年以降、ジョイント仕立てや根圏制御など早期成園化や収量増大を図る新しい栽培方法の導入が進む一方で、果樹共済では現状引受ができない状況となっている。来年度以降の本格的な収穫開始に合わせた引受を行うために、昨年度より先進県への視察研修による情報収集を行っている。

今年度は平成29年産の短縮方式以降の引受実施を目途に、各栽培方法に対応した設定の追加や実測方法の見直しなどについて体制整備を実施する。

(4) 損害評価（損害防止事業）

○ 損害防止事業の拡充・改善

近年の突発的な自然災害の増加や慢性的な病害虫被害などによる共済金支払いの増加を反映して、昨年度の料率改定では共済掛金率が大幅に上昇しており、損害防止事業の重要性は高まっている。

昨年度からは、平成24年度より実施している誘殺数調査に加え、近年の気象の変化や栽培環境の変化によって防除が困難になりつつある、ハダニ被害の軽減を目的に防除資材の配布を実施している。

今年度は誘殺数調査及びハダニの防除資材配布に加え、ハダニの天敵農薬を導入する組合員への助成方法について検討し実施する。また、天敵農薬の導入については防除方法に不安を抱いている組合員もいることから、各関係機関との連携を図り天敵農薬を導入した際の薬剤選択などの情報提供を行う。

4 園芸施設共済

(1) 基本方針

近年、異常気象の影響で、爆弾低気圧に伴う突風、大型台風の通過等の被害、さらに、平成26年2月には大雪により園芸施設に甚大な被害がもたらされたところである。また、今年に入ってから降雪により大きな被害が見込まれている。

しかしながら、東京都の加入率は平成26年度実績で54.2%にとどまっており、未だに約半数の施設園芸農家が園芸施設共済を活用していない状況にある。セーフティーネットの役割を十分に発揮するため、「信頼のきずな」未来につなげる運動のスローガン「もっとフィールドへ」を実践して前年度の「園芸施設の委託調査」結果による認定農業者の共済未加入者の加入推進を中心に展開し、加入率の向上を目指す。

さらに、平成27年2月に園芸施設共済制度の補償が拡充されたが、新たに追加された復旧費用及び拡大された撤去費用の加入が低位にあるため、現在ある地図データの情報を更新して再度整備した上で、PR活動とともに加入促進を図る。

平成28年度は、「信頼のきずな」未来につなげる運動の3か年の2年目にあたり、加入率の向上に重点をおき、当初の計画どおり目標加入面積を12,390アール（加入率60%）とし、普及拡大に努める。

(2) 重点事項

- ①園芸施設共済制度のPR活動
- ②復旧費用及び撤去費用の加入推進
- ③補助事業設置施設への加入推進
- ④NOSA I部長の設置及び活用
- ⑤ 職員のスキルアップ

(3) 推進方策

①園芸施設共済制度のPR活動

近年の異常災害により、未加入農家からの問い合わせの他、JA営農指導担当より頻繁に園芸施設共済の問い合わせがあるため、各JAの営農指導担当部署を訪問し、園芸施設共済制度の説明を行う。また、各支店へ園芸施設共済のパンフレットを設置してもらい引受拡大に努める。

②復旧費用及び撤去費用の加入推進

平成27年2月より、新たに導入された復旧費用、加入対象が拡大された撤去費用制度については、加入率が1割に満たない状況にあり、多くの加入対象者にも内容が認知されていない状況にある。

今年度は現行の加入者に対してパンフレット等を活用したPR活動を強化するとともに、加入推進時には復旧費用及び撤去費用の制度を積極的に推進し加入率の拡大を図る。

③補助事業設置施設への加入推進

平成28年度以降も引き続き東京都においても新たな補助事業で施設が設置される予定にある。園芸施設の加入推進を行うとともに、また、過去に設置されてメーカー補償が終了する園芸施設の完全引受を行うよう努める。

④NOSA I部長の設置及び活用

NOSA I部長についてはJA東京むさし管内に設置されており、活用方法として、未加入農家へ紹介、地域で開催される会議や会合等の情報提供、各地区で開催される組合長表彰の伝達等の業務をお願いしているところである。

しかしながら、活動計画がNOSA I部長にうまく伝わっておらず活動が停滞している状況である。

今年度は、NOSA I部長制度の活用方法及び年間計画活動をあらたに整理し、活動内容を明確化してNOSA I部長に周知するとともに、役員等の協力を得ながら、JA東京あおば管内及びJA八王子管内にNOSA I部長組織を設置させる。

⑤職員のスキルアップ

農林水産省で開催される園芸施設共済研修会へ参加し、要綱・要領の内容を再確認して制度に対する知識の向上に努める。

(4) 損害評価関係

①損害防止処置の実施

小損害により共済金の支払対象外となった加入者に対しその評価内容の説明を行うとともに、被害の拡大を防ぐための補強テープを配布する。

5 建物共済

(1) 基本方針

建物共済事業を取り巻く環境は年々厳しいものとなっている。特に、平成24年度から調査を行い、前年度をもって解消した無資格者問題においては、長年に亘って継続加入していた加入者であっても、農業者でなくなった瞬間に資格を喪失し、契約を断るという厳しい決断を実行し加入者の激減という結果になった。

また、近い将来に想定される首都直下型地震や記憶に新しい茨城県における「平成27年9月関東・東北豪雨」のような大型台風の来襲等、大規模自然災害の危険性は高まりつつあり、平成28年3月の総合共済加入実績(推計)は共済金額で70億円となり、全体の18.74%を占めている。これは東日本大震災以前の平成22年3月実績44億円弱(10.04%)に対して1.61倍に増加している。

任意共済事業は組合において自主財源としての大事な位置付けであり、効率化を図ることで事業経費の削減に繋がり、その結果組合の財務の安定に結びつける事ができる。

昨年7月から直轄地域の継続手続きを郵送方式に、同時にコンプライア

ンスの観点から共済掛金を口座振替による手続きへの変更に着手した。当初は手続きの手間から未継続者の増加が懸念されたが、加入者への親身な対応によりスムーズな移行を行うことが出来た。

今年度は、移行時の手続きの問題点を検証し、引き続き未対応者への手続きを完了するとともに、事務効率化へのスピードを上げ、新たなフィールドに向けた推進体制の確立に向けて、目標総共済金額を385億円とし、全力に取り組むこととする。

(2) 重点課題

- ①郵送方式の確立
- ②コンプライアンスの徹底
- ③推進体制の改善と開発

(3) 推進方策

①郵送方式の確立

昨年度は「改革実行」の一環で経費の節減の目的のために兼ねてから導入が望まれてきた直轄地域の郵送方式への移行手続きに本格的に着手した。

これを受け、本年度は継続手続の低コストな推進を実践するための重要な年であることから、分かり易い帳票・継続漏れを防止するためのシステム改修を行い、事務処理フローの再構築を図る。

また、東京島しょ農協の改廃を受け、島しょ地域への郵送エリアの拡大と共に今後の推進体制を検討する。

②コンプライアンスの徹底

郵送方式は9月分の更改から開始したことから、未更改の継続加入者については加入資格の審査が必要となり、引き続き無資格者の解消を徹底する。

また、郵送方式と共に着手した共済掛金の口座引落処理への移行については、直轄地域全域に拡大し現金集金を解消する。

③推進体制の改善と開発

居住用建物のみならず納屋、作業場等、農業用建物資産において短期建物共済の掛け金等の優位性や税制上の優遇措置等を前面に打ち出すため、民間損保で導入され始めたタブレット等を活用した分かり易い提案型の加入促進に向けた、業務アプリの導入の可能性を検討する。また、制度共済以外の接点の少ない農業者に対しては、ホームページ上から試算や問合せが気軽に行えるシステムの導入も検討する。

6 農機具共済

(1) 基本方針

農機具共済は、平成22年度より制度を開始し、立ち上げ当初から制度共済との連携により加入推進を行ってきた。特に家畜共済に加入する組合

員の農機具共済への関心が高く、加入率の増加へと繋がった。

これは、家畜共済自体が元々農家と密接な関係にあること、また酪農機械は毎日何度も利用するものであり、万が一故障で動かなくなった場合の補償については当然関心が高く、これが加入に繋がったという経緯もあるが、共済事故に対する支払い実績も高く収支に影響を与えている。

全国的にも収支の悪化が問題化されており、昨年度は協会主導による全国統一的な動きに合わせて検討を行ってきたが、引受制限が緩和されることとなり、試算上での収支の悪化が予測された。

これを踏まえ、平成28年度は、「信頼のきずな」未来につなげる運動の中間年として、昨年度に収集したデータから、現実的な仕組み改定を見据え、改善点を洗い出し、その一方で新たに分母を増やしてリスクを分散させるという観点から、推進の余地がある一般の農機具を中心に加入推進を行い、収支のバランスを勘案した、より適正な制度に向けた検討を行う。

また、農機具は多種にわたり多数のパーツにて構成されている。よって、引受及び損害評価時のどちらにおいても、現場での判断には限界があり、これを補完するために新たなシステムやPR方法を検討する。

上記の方針を踏まえ、平成28年度の目標総共済金額を3億円とする。

(2) 重点課題

- ①推進体制の整備
- ②引受審査・損害評価体制の整備
- ③収支の悪化に対する方策の検討

(3) 推進方策

①推進体制の整備

制度共済事業との連携により加入推進を行い、特に補助事業などで農機具を導入した農家の情報収集を積極的に行い加入を勧める。各事業が参加する生産部会等の会合及び農機具展示会等に対して積極的にPRするとともに、組合員への書類送付機会に合わせた宣伝チラシ等の同封といった従来の方法と共に、露地野菜等の未加入農家に向けた、ホームページを利用した幅広い広報活動を検討する。

②引受審査・損害評価体制の整備

事故の多い酪農機械については、全国的な免責規定、消耗品リスト等についての見直しも行われていることから東京に合わせた選択を行い、損害評価においても比較的発生の多い事故について再確認・検証を行い、適正な損害評価体制を築くこととする。

また、損害評価においては現場での判断には限界があり、事業を開始して歴史の浅い本組合にとっては過去の事象も限られる。事例に遭遇しないと評価技術は養えないことから、これを補完するために一般的な査定技術やパーツ類といった膨大な資料等をタブレットにて携帯することにより、現場での効率的で適正な判断のツールとし、展示会等においても活用できるような業務アプリの可能性について検討する。

③事業収支悪化に対する方策の検討

昨年度は引受制限に係る全国統一的な動きに合わせて試算を行い、その方向性に基づいて手続きを行ってきた。結果的に、共済金額の引受制限7年は全国的に統一されたが、事業収支の悪化に対する有効性が明確でないことから各県独自での見直し等による対応となった。

この結果に基づき、当組合の事業収支の試算の結果を受け、事故率が酪農機械に偏っているという特異な状況を踏まえ、酪農機械とそれ以外の一般農機具という独自の特定料率や引受制限についての可能性について新たな検討を行う。

また、分母を増やしてリスクを分散させる観点から、制度共済において関わりが薄かった露地野菜の農家等に向けた一般的な農機具の推進方法を検討する。

7 執行体制

(1) コンプライアンス体制の充実強化

コンプライアンスの強化は、国の政策保険として「農業災害補償制度」を実施する農業共済団体にとって必要不可欠な事項であり、不祥事等により農家・組合員の信頼を損なうことがないように日々努めなければならない。

共済事業運営に支障をきたすことがないように少数職場に見合ったもの、また、確実に実行するため、日常の業務を遂行しながら実施できるコンプライアンス体制の強化に努める。また、コンプライアンス改善委員会の適期開催並びに役職員対象の研修会を開催し、健全な組合運営を目指す。

(2) 人材育成と教育研修

新たなNOSA Iの展開を担い、農家・組合員から信頼される職員育成のため、農林水産省や関係団体等の開催する研修会等に職員を積極的に出席させ、資質向上を図る。また、平成29年に法制化される収入保険制度に向け、関係専門知識を有する職員の育成に努める。

(3) 執行管理の徹底

「信頼のきずな」未来につなげる運動2年次目を実効性のあるものにし、その目標を達成するため、四半期毎に事業執行状況を把握し、事業推進体制並びに事業運営の適正化に努める。

(4) 広報活動の強化

情報公開の観点から総代会、理事会の開催内容、財務内容等をホームページ上で公開して、本組合の透明性を農家・組合員並びに都民へアピールしていくとともに、広報誌の定期的発行等により積極的な広報活動を展開していく。

(5) 余裕金の運用

本組合の余裕金は、組合員の財産である共済掛金の積立金等から構成されていることから、安全かつ効率的な運用を図るため、余裕金運用管

理委員会において慎重な審議・検討を行い、利息収入の確保と適正な資金の保全に努める。